



【主な記事】

- ◆第167回中央委員会
- ◆公務員ステップ ◆連載: 困ったときの法律相談 6~
- ◆第30回自治労文芸コンクールほか

自治労中央機関紙

発行所

全日本自治団体労働組合 東京都千代田区六番町1 TEL 03(3263)0273 FAX 03(5210)7422 定価一部30円 (組合員の購読料は 組合費の中に含む)

第167回中央委員会



議長を務めた北海道本部・河原﨑育子さんと、沖縄県本部・ 前底伸幸さん(左上)。全面ウェブで開催され、本部-県本 部間で活発な議論が繰り広げられた









7月参議院選挙では比例・岸(左)に加え、 佐賀・富永(中央)と大分・吉田の支援も決定

自治労は1月28~29日の2日間、第 167回中央委員会を東京の会場からウェ ブで開催。2025春闘方針、当面の闘争 方針などを決定した。参加者数は、中央 委員・傍聴者の合計約500人。

冒頭、第27回参議院選挙比例代表組織内候補予定者の**岸まきこ**参議院議員があいさつ。その後、一般経過報告、2024 現業・公企統一闘争総括(案)、2025 年度一般会計・特別会計中間決算報告、監査報告の承認に続き、第1号議案・2025 春闘方針(案)、第2号議案・当面の闘争方針(案)、第3号議案・2025 年度一

般会計補正予算(案)を提案した。2日間にわたる質疑・討論を行った(**3面に本部提案、4面に主な質疑討論を掲載**)。 いずれの議案も圧倒的多数の中央委員の 替成を得て可決された。

なお、7月参議院選挙では、比例代表の岸まきこに加え、選挙区選挙で富永あけみ(佐賀)、吉田ただとも(大分)の支援の取り組みを決定した(上写真)。 春闘方針を決定したことを受けて、2025 春闘が本格的に始動する。すべての単組が要求書提出と労使交渉・協議を行い、課題の前進をめざす。

自治労2025春闘スケジュール

要求書提出ゾーン 2月 7日金~14日金 統一交渉ゾーン 3月10日月~14日金 全国統一行動日 3月14日金



自治労ホームページ 組合員限定ページ

パスワード: jichi2024

機関紙じちろうバックナンバー 各種学習動画などが満載

自治労の情報をいつもあなたのお手元に



石上千博中央執行委員長あいさつ

人勧を超える賃上げの獲得へ2025春闘で全単組が交渉を



「能登半島地震」から1年が経過 しましたが、昨年9月の豪雨災害も あり、中長期の支援が不可欠です。

2025 春闘は、1月22日の連合・経団連のトップ会談により、本格的にスタートしました。賃上げの流れを定着させ、物価上昇を上回る賃上げを実現する重要なたたかいです。民間春闘が私たちの賃金決定に大きく影響することを強く意識し、連合に結集し取り組みます。

2024 人勧では 32 年ぶりに 2 %を 超える水準の賃金改定となりました が、初任給など若年層に手厚く配分 される結果となりました。物価高が すべての世代に負担となっているこ と、職員のモチベーション維持・向 上のためには中高年層を含めたすべ ての職員の賃上げが不可欠です。

賃金確定闘争で勧告通りの改定に とどまらない賃金改善を勝ち取るた め、2025 春闘ではすべての単組で要 求書の提出・交渉を行いましょう。 また、すべての単組が取り組むべき重点課題として人員確保を前面に掲げました。春闘期から各職場の実態を把握・点検し要求し、6月の人員確保闘争につなげます。

昨年10月の衆議院選挙によって 与党過半数割れが実現しました。第 27回参議院選闘争はこれまでの自 民党一強の政治状況を転換させ、政 権交代を実現し政治に信頼を取り戻 すための極めて重要な選挙となりま す。

自治労が掲げる政策の実現と「地域公共サービス」の維持・発展、現場の最前線で奮闘している組合員の

声を国政に届けるためにも、何としても、組織内参議院議員「岸まきこ」を再度、国政の場に送り出さなければなりません。

7月の参議院選挙まで半年を切りました。職場の仲間は当然ながら、家族、知人、友人など、一人でも多くの方に声をかけ、**岸まきこ**の名前、活動、想いを広げてください。選挙区選挙の組織内候補予定者である佐賀・富永あけみ、大分・吉田ただともの取り組みもあわせ、私自身、自治労組合員の先頭に立って闘う決意を申し上げます。

組織内議員あいさつ

現場の声国会に届ける

第217回国会が開会しました。今国会では地方 財政や公共サービス、自治体職員の働き方にか かわる法案が多数、審議されます。現場の声を 反映させるため奮闘します。



岸まきこ参議院議員



こくみん共済 NEWS

団体生命共済加入者なら、 毎月申し込みできます。 申込手続きは組合まで!

- ●契約の際はパンフレットをご覧ください。
- ●団体生命共済と合わせて加入することで、 在職中と退職後の保障を一括で準備できる プランをご案内しています。

こくみん共済〈全労済〉^{全国労働者共済生活} 協同組合連合会

自治労共済 推進本部

「ごくみん共済でのp」は管利を目的としない保障の生態 として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組 合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを 目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払 い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の相合員と なることで各種共済態度をご利用いただけます。

本部方針の提案

■ 第1号議案・2025 春闘方針(案)



人員確保を最重要課題に設定 課題の前進にむけて 春闘で要求・交渉に取り組む

昨年春闘では5%超の賃上げが実 現し、実質賃金もプラスへ転じた が、物価高の影響は依然として大き い。2025連合春闘では、昨年を上 回る賃上げの獲得をめざす。

自治労 2025 春闘の柱は、以下 4点。 ①最重要課題は人員確保。すべての 単組で実態を点検し要求・交渉を行 う、②「賃金の点検・運用改善」「長 時間労働の是正・適切な労働時間管 理 | など1単組1要求を掲げ交渉に 取り組む、③ジェンダー平等の観点

で職場点検をすすめ課題解決や賃金 格差の解消に取り組む、④労務費の 適切な価格転嫁を推進する。

課題の前進にむけた単組での取り 組みでは、組合員の声を踏まえた要 求書を作成し、どんなに小さな課題 でも当局に要求することが重要。春闘 を「1年の取り組みのスタート」と位 置づけ、「単組独自のゆずれない基準」 を設定。要求・交渉を重ね、6月の 人員確保闘争、秋の自治体確定闘争 での成果につなげる。

第3号議案•補正予算(案)



2025 年度一 般会計予算に ついて、第1 次補正を行う。

- ① PSI (国際公務労連) 会費の単価 引き上げに伴い、不足額を計上。 引き上げ額(年)は、2025年度 0.08 ユーロ/人(総額約780万 円)。
- ② ITF (国際運輸労連) 会費の単 価引き上げに伴い、当初予算と の不足分を計上。0.05 ポンド/ 人の補正計上。
- ③上記①②の財源として、予備費に ついて800万円をマイナス計上す る。

■ 第2号議案・当面の闘争方針(案)



2025現業・公企統一闘争の推進 「岸まきこ」 の周知・浸透の徹底 新採 100%加入対策実施へ

能登半島地震被災地では課題が山 積していることから、総務省への働 きかけを強化する。被災した公立病 院が被災前に担っていた病院機能の 回復・存続にむけた財政支援を政 党・関係省庁に求める。

2025 現業・公企統一闘争では、 公共サービスの提供形態を見直し、 委託業務は「労務費の適切な転嫁が されているか」確認する。委託化・ 民営化に課題がある場合には、「再 公営化 にむけ取り組みを進める。

第217回通常国会で審議される地 方自治、地方財政に関する法案につ いて、協力国会議員等と連携し国会 対策に取り組む。

7月参議院議員選挙・比例代表で の岸まきこの名前を組合員に周知・ 浸透させる。佐賀選挙区・富永あけ み、大分選挙区・**吉田ただとも**をは

じめ、すべての組織内・推薦候補の 支持拡大に取り組む。

新規採用者100%加入と未加入者 対策を実施。単組実情にあわせた新 採対策と県本部への支援を強化する。



●参加対象および区分

自治労の県本部、単組、支部、分会およ び評議会等で発行される機関紙を下記の 区分で募集します。

- (1) 自作の部
- (2) 外注の部

●応募方法

2025年1月から5月に発行した機関紙の中から、

- ★旬刊、月刊等の場合は連続3号分
- ★週2回刊、週刊の場合は連続5号分
- ★日刊等(週3回以上)の場合は連続10号分

をセットにして、応募票に必要事項を記入し応募してください。 応募票は県本部にあります。

賞金は(1)(2)とも入選5万円、佳作2万円、努力賞1万円です。 審査結果は8月の機関紙「じちろう」紙上で発表予定です。

- ●締 切 6月30日(月)必着とします。
- ●応募先 〒102-8464 東京都千代田区六番町1 自治労総合企画総務局「機関紙コンクール」係

1~3号議案をめぐる質疑・討論

賃上げへマインドチェンジ 7月参院選に総力挙げよう

質疑・討論では 27 県本部 28 人の中央委員が発言。春闘での全職員の賃上げの獲得、高齢層職員の処遇改善などで多くの意見が出された。また、7 月参議院選挙闘争への決意を多数の中央委員が表明した。

第1号議案・2025 春闘方針 (案) をめぐる討論

中高年層に近年の賃上げの恩恵が 及んでいないことから、春闘を通し 全職員の賃金を引き上げる勧告の実 現を求める意見が多く出された。

「全職員のモチベーション向上と団結につながる勧告を求める」(神奈川)、「県本部アンケートで要求額を設定し取り組みを確認」(佐賀)、「マインドチェンジでラス 100 以下自治体の解消をめざすことを単組に提起」(長野)、「もう一歩踏み出すため本部の県本部オルグの強化と強い指導を」(大分)などの意見があった。

再任用職員と会計年度任用職員の 一時金支給月数の常勤職員との均 衡、定年延長職員と暫定再任用職員 との賃金水準の格差解消が人員確 保の観点からも解決が必要との指摘 が、多くの県本部から出された(新 潟・東京・大阪・広島・熊本など)。

2025 春闘の柱である人員確保闘争については、「一連の取り組みを

組合員に見せることが組織強化につ ながる」(大分)との意見があった。

会計年度任用職員の賃金改定4月 遡及についての意見(宮崎など)、 寒冷地手当引き下げに対する取り組 み報告と要望(青森・秋田)、不払 い残業問題と保育職場の課題(静 岡)、病院職場の二交代制導入への 対応(富山)について発言があった。

第2号議案・当面の闘争方針(案) をめぐる討論

地域医療の提供体制の課題(宮城)、消防の広域化への対応(高知)、 労働政策審議会への対応の強化(香川)の発言があった。

首長・議員のハラスメント対策 (山形)、県本部組織強化計画の推進 (島根)、次世代育成の取り組み(愛 知)、地域公共交通を守る取り組み (鹿児島)の報告、全官公・自治労 連との競合対策(熊本)、核廃絶に 向けた被曝80年を迎える広島・長 崎への結集の訴え(広島・長崎)な どの発言があった。公共民間の賃金

自治労本部 公式 Instagram はじめました 本部ニュースを いち早くあなたにお届けします





の価格転嫁について、「自治体単組 と公共民間単組が連携して委託費引 上げに取り組むことが必要」(高知) との発言、地域手当の見直しに対し 本部対応の強化を求める意見(茨 城・徳島)があった。

7月の参議院選挙については、多 くの県本部が言及。**岸まきこ**と組合 員の対話集会の成果報告(福島)や 開催予定(福岡)の発言があり、推 薦候補者の名前を組合員に周知・浸 透させる取り組みの決意を表明した。 また、参議院選挙区選挙で組織内候 補として、**富永あけみ**(佐賀)と**吉** 田ただとも(大分)を推薦し、全力 で取り組む決意の発言が相次いだ。

第3号議案をめぐる討論

PSIと ITF の会費引き上げの経 緯について質問(沖縄)があった。





質疑に対する本部答弁

2025 春闘勝利をステップに7月参院選へと駆け抜けよう

第1号議案に関する質疑への答弁 伊藤功 書記長

単組の交渉力の強化と統一闘争への結集をはかる観点から、県本部に春闘期の取り組み強化をお願いする。ラス100以下を是としない、労使双方のマインドチェンジが必要。本部は総務省に対するラス対策を強める。

60歳前後の賃金カーブの見直し には遅れることなく対応できるよ う、公務員連絡会と連携し取り組む。

会計年度任用職員の賃金改定4月 遡及の財源は補正措置されている。 実現できていない職場では粘り強い 交渉で実現をはかる。本部は引き続き総務省対策と財源確保に務める。

保育職場の持ち帰り残業は、単組 段階での取り組みの強化を。病院の 二交代制導入反対は、看護協会とも 議論し取り組む。寒冷地手当の問題 は、支給地だけでなく公務労働者全 体の課題と捉え省庁対策に取り組む。

多くの発言のあった再任用職員の 一時金支給月数の課題は、本部は国 への対応をはかる。単組では春闘段 階からの展開をお願いする。

第2号議案に関する質疑への答弁 山崎幸治 副中央執行委員長

地域医療の提供体制を守り人材流

出を防ぐため、診療報酬の財源確保、政府の財政支援を求めて取り組む。地域手当の対応は粘り強い交渉と県本部による単組への伴走支援をお願いする。公共民間の賃上げが委託料引き上げにつながる仕組みが必要だ。組織競合は、対策会議で組織実態・課題と対策の共有を図る。

参院選まで残り半年。比例代表は個人名での投票とすることの浸透・定着をはかる。佐賀・大分選挙区の闘いにも総力をあげて取り組む。

第3号議案に関する質疑への答弁

榎本朋子 書記次長

両組織とも自治労定期大会後の会 費値上げ額の確定となったため補正 予算での対応とした。経緯は県代会 議等でも説明した。ご理解を願う。



学生と公務員の対話型ゲーム 「公務員ステップ」に反響

1月17日、昨年10月に開催した「第40回地方自治研究全国集会(しまね自治研)」で、対話型ボードゲーム「公務員キャリアステップ~想像と現実の出会いが未来への一歩(通称"公務員ステップ")」(右上写真が制作メンバー)の開発に携わった島根大学の学生3人が、大学主催の成果発表会に登壇。ゲーム制作の意図や得られた成果、実際にプレイして見つかった改善点などについて、およそ150人の前で発表した。

発表後、聴衆の学生から 60 件を 超えるコメントカードが届き、「次 回はこのプロジェクトに参加した い」「ゲームをやってみたい」など 前向きなコメントであふれた。

このゲームは、島根大学1年生3

人と自治研中央推進委員5人、株 式会社 BeOne の 2 人で開発が進め られた産学労連携プロジェクトで、 『学生が抱く公務員のイメージと現 実とのギャップを埋める』ことを目 的に制作された。島根大学ではこれ を「地域人材育成コース生によるプ ロジェクト」の名称でカリキュラム を設置しており、学生が地域の企業 や団体と協働し、地域課題の解決に 取り組むプログラムとして人気を博 している。2024年度は「スサノオ マジック」(松江市をホームタウン とするプロバスケットボールチー ム)や「山陰中央テレビ」など、自 治体や地域企業を含む 16 団体が協 力企業として参加した。

しまね自治研でゲームがリリース



島根県民会館での発表後に撮った1枚

されて以降、「公務員ステップ」への反響は大きい。自治体の人事課から問い合わせが寄せられているほか、相模原自治研センターでは2月11日に公務員志望の学生を招いて体験会を実施する。学生と一緒にゲームをプレイする組合員側にとっても、学生との対話を通じて公務職場の大変さだけでなく、見失いがちな魅力ややりがいを振り返れるなど、メリットは大きい。

次世代につながる公務職場について考えるツールとして、「公務員ステップ」は今後もさまざまな場面での活用が期待されている。



カスハラ防止に関する 最近の動き



自治労顧問弁護士 上田 貴子



相談

A市の職員の労働組合の役員をしています。近年、住民のクレームへの対応により業務に支障が出ているという組合員からの相談が増えました。執拗なクレームへの対応を余儀なくされた人が精神疾患を発症したり離職したりするケースもあります。組合として

当局に対策を求めましたが、「まだ義務ではない」などと言ってなかなか対策が進みません。当局に対策を講じる義務がないのでしょうか。

回答

カスハラとは

顧客等からの不当クレームや迷惑行為等、 いわゆるカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」と いう)が社会問題となっています。

現時点ではカスハラの法律上の定義はありませんが、例えば厚生労働省の「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」(2022年2月)では、「顧客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」と定義されています。

カスハラ防止措置の義務化に向けた動き

2020年6月に施行された改正労働施策総合推進法に基づく指針(令和2年厚労告第5号「事業主が場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」)で、事業主が、顧客等からの著しい迷惑行為(暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等)により、その雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮をすることが望ましいとされました。

このように現行法上、事業主はカスハラについて雇用管理上の配慮を求められているのにとどまりますが、2024年末に公表された労働政策審議会の「女性活躍の更なる推進及び職場におけるハラスメント防止の防止対策の強化について(建議)」(令和6年労審発第1649号)(以下「建議」という)で、事業主に対して雇用管理上の措置を義務付けることとされました。これを踏まえ、

今年の通常国会に、事業主に対してカスハラ防止措置を 義務付ける法案が提出される見通しです。

なお、建議で、カスハラの定義については、①「顧客、取引先、施設利用者その他利害関係者が行うこと」、②「社会通念上相当な範囲を超えた言動であること」、③「労働者の就業環境が害されること」の3つの要素を満たすものとされました。つまり、顧客等からのクレーム・言動で、社会通念上相当な範囲を超え、労働者の就業環境が害されるものはカスハラにあたります。

雇用主が講ずべき雇用管理上の措置としては、パワハラ等と同じように、①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③カスハラに係る事後の迅速かつ適切な対応、④①~③の措置を併せて講ずべき措置(相談者等のプライバシーの保護、相談をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止)が考えられます。

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例

地方自治体がカスハラ防止条例を制定する動きがあり、東京都では2025年4月1日付けでカスタマー・ハラスメント防止条例が施行されます。

この条例の特徴は、あらゆる人に対してあらゆる場でのカスハラを禁止していること(4条)、カスハラの防止について都、事業主、顧客等、就業者の責務を定めていること(6~9条、14条)です。

この条例では、カスハラの定義を「顧客等から就業者に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為(暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為)であって、就業環境

を害する行為 | としています(2条)。

そして、事業主の責務として、①基本理念にのっとり、カスハラ防止に主体的かつ積極的に取り組むとともに都のカスハラ防止施策に協力するよう努めること、②事業に関して就業者がカスハラを受けた場合に、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った顧客等に対し、その中止の申し入れその他の必要かつ適切な措置を講ずるよう努めること、③事業に関して就業者が顧客等としてカスハラを行わないように必要な措置を講ずるよう努めることが定められています(9条)。また事業主は、顧客等からのカスハラを防止するための措置として都の指針に基づき、必要な体制の整備、カスハラを受けた就業者への配慮、カスハラ防止のための手引きの作成その他の措置を講ずるよう努めることとされています(14条)。

今後、東京都はカスハラの定義の詳細や類型、事業者が努めるべき取り組み等についてのガイドライン(指針)や各団体共通マニュアルを作成し発表する予定です。

なお東京都のカスハラ防止条例には、違反した場合の 罰則規定は設けられていません。しかし、カスハラ行為 者は、例えば暴行や恐喝等にあたる行為について刑事責 任を負うことがありますし、カスハラ行為により事業主 や労働者に損害が生じたら民事責任を負うことがありま す。また前述のとおりカスハラに関して事業主が安全配 慮義務や不法行為責任を負うこともあります。

その他、本年4月1日に北海道と三重県桑名市でもカスタマーハラスメント防止条例が施行されます。

カスハラに関して使用者の安全配慮 義務違反、不法行為を認めた裁判例

他方で、質問のように「まだ法律上の義務ではない」 としてカスハラ防止の取り組みが進まない地方自治体も あるようです。

しかし最高裁判例で、任命権者(使用者)は職員(労働者)の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)があることが認められています(陸上自衛隊八戸車両整備工場事件・最高裁昭和50年2月25日)。カスハラ防止措置が法律の明文で義務付けられる前であっても、安全配慮義務の一内容として、任命権者(使用者)は職員(労働者)の心身の健康を害するカスハラを防止したり、被害者からの相談に対応したりする義務があるといえます。

実際にこれまでにも、カスハラ防止措置を講じなかったことが使用者の安全配慮義務違反にあたるとした裁判

例があります(医療法人社団こうかん会(日本鋼管病院)事件・東京地判平成25年2月19日)。この裁判例は、看護師である原告が業務中に入院患者から暴力を受けケガをして休職を余儀なくされたため、使用者である被告病院に損害賠償を請求した事案です。判決は、使用者である病院が不穏な患者による暴力行為があり得ることを前提に、ナースコールが鳴った際には(看護師が危険を知らせるために鳴らしたことを想定して)直ちに応援に駆けつけるよう看護師全員に対して周知徹底していなかったときは、原告に対する被告病院の安全配慮義務違反が認められるとして、損害賠償責任を認めました。

また保護者からクレームを受けた教諭に対して、事実の確認をしないまま教諭を一方的に叱責し、保護者に対する謝罪を強要した校長の言動がパワハラとして不法行為にあたるとした裁判例もあります(甲府地判平成30年11月13日)。

地方自治体は職員に対する安全配慮義務の履行として、カスハラ対策を速やかに始めるべきです。

地方自治体のカスハラ防止の取り組み

住民等によるカスハラを防止するには、地方自治体が、住民に対して、どのような行為がカスハラにあたるかや、カスハラを防止する方針を明確化して周知し、理解を求めることが重要です。

カスハラ防止条例制定の他に、カスハラ防止宣言を発表したり、庁舎やホームページでカスハラ防止のためのポスター等を掲示したりすることも有効です。

その他カスハラ防止のため、カスハラ対応マニュアルを作成して職員研修を行うこと、カスハラが起こった場合に迅速・適切に対応できる体制の整備をすること、カスハラ相談に対して迅速・適切に対応すること、カスハラを相談した職員のプライバシーの保護や不利益取り扱いの禁止を約束し周知すること等を当局に求めましょう。民間の企業と異なり行政サービスは代替性がないことや、重要な権利に関する要求が多いという特徴があります。対応マニュアルの作成にあたっては行政サービスの特徴を踏まえ、各職場のカスハラの実態に即したもの

にすることが重要です。取り組みが進んでいる地方自治体の例を参考にカスハラ防止に取り組みましょう。

自治労の カスハラ対応マニュアルは こちらからダウンロード





第30回自治労文芸コンクール 散文の部

自治労第30回文芸コンクールの最終審査が12月20日、小説家の増田みず子さん、佐川光晴さんにより行 われた。最終選考に進んだ 10 作品の中から、入選1作品、佳作1作品、奨励賞2作品が選ばれた。また今回 新たに設けた萌芽賞に3作品が選ばれた。

敬称略/*はペンネーム



鄉愁 塩谷くるみ*(愛知・豊田市職労連)

佳

「ケマフレ島 増田 徹(北海道·札幌市職連)

奨励賞

「いなべの山辺に、泡が弾けて」 桑嶋ミキト*(三重・いなべ市職労) 「奉仕とは」 高橋かな*(広島・大竹市職労)

萌芽賞

「ネバギバなっとうのおまじない」 端田いえもる*(北海道・札幌市職連) 「新しい世界へ踏み出す」 林 慶一(神奈川・川崎市職労) 「高齢者とモノ」 小禄二太郎*(長野・県職労)

※最終選考には進まなかった作品から、今後の努力と将来性を期待しコンクール運営委員が授与する賞



佐川 光晴 さん

審査員総評

小説を読んで感動したら、自分はそ の作品の何に感動したのか、自分が 小説を書きたいのは何を書きたいか らなのか、そうしたことを絞って考 えて、書くことが必要です。



増田 みず子 さん 小説は楽しいものです。

が青年部の役員で狭山闘争に関わ

鎌田さんの本との出会いは、

たのだが、1ページの漢字と平仮

った時だった。なので、

既に35年

なさっているそうだ。 名の量的バランスも考えて、

読み手の目

頭を疲れさせない工夫も、

鎌

審査員総評

今回はいろいろなテーマで職場を書 いた作品が多く、楽しめました。自 分が一番大事に思うことは、書かね ばならないことを集中して考えて書 いてほしいということ。そうすれば

冤罪を迫う

鎌田さんに直接うかがっ

り

迷わずお勧めしたい。

Satoshi Selection 鎌田慧セレクション

-現代の記録-

皓星社 全12巻

予価各卷 2,700円+税 2024年9月より隔月刊行



皓星社HP

の書記長から渡されたのが、「狭 り鎌田さんにしか表現できないセ の信者となってしまった。なぜな 山事件の真実」という一冊だった。 を単組で行った際に、 あまり経過する。狭山事件の報告 感あふれる生々しい描写は、 にいるのでは?と感じさせる臨場 ら、文章の「圧」がすごい。現場 ンスであり、 以来、ルポライター鎌田慧さん 他の追随を許してい どれも難しい問題 当時の単組 やは

を入れた鎌田イズム満載のセレク れた。時代時代の闇に、鋭くメス さらに単行本の未収録文集を加味 慮なのだろう。 田さんならではの読み手側への配 し、鎌田慧セレクションが出版さ 今般、作品のなかから自選をし

る今の世に、警鐘を鳴らす、 ションとなっている。 にタイムリーな企画の作品集であ たせてくれる。 自らの「正義感」 鎌田さんのルポは、 不正や悪が蔓延す を、 一層奮い立 読むたび

ВООК

鎌田慧セレクション全12

「正義感」を奮い立たせる 「鎌田イズム」が満載 佐藤 (自治労文芸コンクール運営委員会代表) 環樹